

令和4年度  
第11回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和5年2月10日開会

高松市農業委員会





令和4年度第11回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年2月10日(金)午後2時開会

開催場所 高松市役所 3階 32会議室

出席委員 22人 (委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番)

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光 (会長職務代理者第2)
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹 (会長職務代理者第1)
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 1人

- 2番 真鍋 俊二

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農地係長 藤澤 英宣
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主任主事 栗永 亘
- 主任主事 佐藤 雅彦

## 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農地改良に係る届出について

議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

報 告 ア 農用地利用配分計画に係る許可申請の取りやめについて

イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和4年度第11回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席委員は23人中22人で、定例総会は成立しております。欠席委員は、2番 真鍋 俊二委員の1人です。それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び20番谷上委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番、2番、3番は、賃借人が労力不足及び農業廃止のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、賃借人が労力不足のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番と次のページの7番は、申請地が県道の拡幅工事に含まれることから、香川県農地機構を介した賃貸借について該当部分を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、耕作不便等のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番から4番は、借人の事情により返還したものです。

5番、6番は、売買する予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

7番は、第3者に譲渡するため、返還を受けたものです。所有権移転の内容については農地法第3条第1項許可申請所有権5番のとおりです。

8番は、借人の事情により返還したものです。

9番は、本年4月から、農地法による貸借から、強化促進法に基づく貸借に変更するため、返還したものです。

10番は、借人の労力不足により、返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、隣接駐車場と併せて一体的に貸駐車場として利用するもので、既存施設の拡張であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年4月に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が743.09平方メートルあります。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請者は近接で共同住宅を経営しており、入居者の駐車スペースが不足していることから、新たな駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅敷地内の南側に物置を建築した際、誤って農地の一部に越境していたもので、これを是正することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年1月に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が499.26平方メートルあります。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高齢に伴い耕作が困難となりつつあり、近隣事業者から駐車場として利用したいとの要望も受け、駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、既存住宅の北側に自家用車庫を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和46年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が421.38平方メートルあります。

6番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、老後の安定した家賃収入が見込める賃貸住宅の経営を考えていたもので、周辺はマンションや共同住宅等により宅地化が進み、入居需要が十分見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現住宅が国道の拡幅工事の収用地となり、残地での住宅建築が困難で、通作している農地とも離れていることから、所有する農地の中で新たな農家住宅を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。納屋として利用している併用宅地が137.33平方メートルあります。

8番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、浄化槽を設置した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が242.28平方メートルあります。

9番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、母屋に納屋を増築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和 61 年 11 月に建築済みですが、この度、追認許可を受けらるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 768.51 平方メートルあります。

以上、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案 9 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書 6 ページを御覧ください。

1 番は、平成 19 年 9 月 27 日付けで、2 棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、その内の 1 棟において、建設材料の高騰により販売価格も上昇し、建築が進まない状況であることから、転用目的を露天資材置場用地に変更し、併せて工事期間を令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2 番は、令和 4 年 6 月 10 日付けで、2 棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、近年、平屋建の需要が増えており、当初計画の 2 階建 2 棟から平屋建 2 棟に変更し建築計画することから許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、土地利用率については、当初の 2 階建から平屋建てに変更し建築することから、利用率はそれぞれ 30 パーセント以上となり問題はないと考えます。

3 番は、令和 3 年 7 月 13 日付けで砂防ダム建設工事のための仮設事務所・駐車場用地として一時転用許可を受け、令和 4 年 3 月 11 日で工事期間延長の事業計画変更承認を受けていましたが、工期延長に伴い再度、令和 6 年 2 月 29 日まで一時転用期間を延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 3 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 3 号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を富本委員から報告をお願いいたします。

**富本委員** 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、谷上委員と私の2名で、本日、午前中に現地調査を実施しました。

今回、農地法第5条第1項の規定による許可申請議案は、所有権2件でございます。

うち1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、谷上委員から報告申しあげます。

**谷上委員** 現地調査員の谷上でございます。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立弦打小学校南西1キロメートルに在り、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側が高松市道に面し、県道檀紙鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺はスーパーマーケット等の商業施設も整備され、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地が595.04平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立弦打小学校北西500メートルにあり、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道木太鬼無線に面し、主要地方道高松善通寺線に近く、周辺には保育所、小学校があり分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、また高松市道を挟み北西一体は都市計画の用途地域に指定されている生活環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、借家住まいで、婚姻することとなり、家族が増え、住居が手狭となることから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、不動産管理業を営む法人が、経営する共同住宅の購入に当たり、入居者の利便性向上のための駐車場拡張による共同住宅の敷地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が504.11平方メートルあります。

なお、申請地は造成済みですが、過去に農地法第4条第1項の許可を受けておりましたが、工事途中で転用者が死亡し、現在の状況となっているため、無断転用扱いはしないものです。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が895.41平方メートルあります。

なお、申請地は造成済みですが、土地区画整理法による換地処分を受け現在の状況となっているため、無断転用扱いはしないものです。

6番の転用者は、幼保連携型認定こども園を運営する法人で、既存の幼稚園の運動場が手狭なため、園の行事等で使用することが不便なことから、運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は幼稚園と隣接しており、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、現在借家住まいであるが、家族が増え、住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、県道太田上町志度線に近く交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業施設も在り、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

10番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び西側が市道に面し、国道193号線の近くで交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業施設も在り、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が26.00平方メートルあります。

11番は、親族への貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び西側が県道に面し、国道193号線の近くで交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業施設も在り、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が63.79平方メートルあります。

12番の転用者は、浄化槽工事、保守点検業を営む法人を営んでいるが、業務拡大により営業所が手狭となったため、新たに貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが代替地の検討もされた結果、北側が県道国分寺太田上町線に接し、国道11号線に近く交通の利便性が良く、会社からも近いため利用及び管理がしやすいことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し、法人へ貸し付けるものです。

13番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅と事務所への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が809.98平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

17番の転用者は、土木建築業を営む法人で、事業拡大のため、新たな露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県市道に面し、県道高松坂出線に近接し、大型車両の出入りがしやすく、利用及び管理がしやすいことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、障がい者支援施設の経営を営む法人が、障がい者福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に面し、主要地方道高松長尾大内線へのアクセスも良く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 10 ページを御覧ください。

1 番は、現在、借家住まいで、家族が増え、住居が手狭となることから、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が公衆用道路に面し、実家からも近く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年8月に一部造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番も、現在、借家住まいで、家族が増え、住居が手狭となることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番は、集会施設の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、運営している集会所に隣接し、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が 1,464 平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権 17 件、使用貸借 3 件、計 20 件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書 11 ページを御覧ください。

1番は、所有者が労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜、果樹等を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番は、県外在住の所有者が耕作できないため、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はブルーベリーを栽培するものです。

4番は、譲渡人の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は松を栽培するものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

6番、7番は、所有者が高齢等による経営縮小から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はオリーブを栽培するものです。

11ページを御覧ください。

8番から10番は、譲渡人が農業廃止や労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、8番、10番は水稻、9番はレモンを栽培するものです。

11番は、譲渡人が県外在住のため、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は季節野菜を栽培するものです。

12番は、譲渡人が農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は麦を栽培するものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転12件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、昭和49年ごろから、2番は、平成元年ごろから、3番は、平成10年ごろから、隣接している山林に囲まれている等の理由により、それぞれ耕作するのが困難となり、20年以上に渡り耕作放棄され自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったものです。

非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝淵主事** 議案第8号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

農地改良は、農地における耕作の利便性を向上させる目的により、切土、盛土による土地の造成又は区画整理など行う、いわゆる形質変更の行為であり、あらかじめ農業委員会の届出が必要となっています。

1番は、国分寺町福家の4筆の農地を形質変更するもので、一部水路の用途廃止を行い、現況3段の段差がある農地の甘土を剥ぎ、良質の花崗土により、盛土締固めを行い、水田から畑に変更し、野菜、果樹、花の栽培を目的とした形質変更を行うものです。

以上、議案第8号 農地改良に係る届出について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝淵主事** 議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の3ページを御覧ください。

令和5年1月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、4ページから10ページのとおり、庵治地区および牟礼地区での事業について、6者の採石事業者から、令和5年1月11日付けで香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

資料の1ページを御覧ください。

次に、開発行為を行う土地の所在は、高松市庵治町字丸山90番地1外7筆の山林です。

11ページに位置図を付しております。

12ページ以降に現況平面図、利用計画図、縦横断面図を付しております。

次に、土地開発行為の目的は、土石の採取を行うもので、開発区域の周辺は砕石場に囲まれており、開発行為を行う6事業者が協調して全体計画を立案し、各事業者が連携を図りつつ適正かつ効率的に事業を進めることとしています。

なお、開発終了時には、洪水調整池等を埋戻し平坦部に植栽を行って森林の回復を図る計画となっております。

令和5年1月25日に牟礼地区担当農地利用適正化推進委員と地区担当で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、2ページのとおり「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤農地係長** 議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の3ページを御覧ください。

令和5年1月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは4ページから10ページのとおり令和5年1月11日付けで庵治地区および牟礼

地区での事業について、6者の採石事業者から、香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

次に、採石行為を行う土地の所在は高松市庵治町字丸山90番1外3筆、牟礼町牟礼字北山田3438番1外2筆で採取するもので、採取期間を3年間とするものです。

11ページ以降に位置図、平面図、縦横断面図を付しています。

本採石法による認可申請は、議案9号で意見照会のあった、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の規定による土地開発行為協議書と同一の事業者、同一の場所であり、調査の際に採取場の下流域に農地があることを確認しています。

資料の2ページを御覧ください

以上のことを踏まえて、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講ずること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告案件ア 農用地利用配分計画に係る許可申請の取りやめについて、事務局の報告を求めます。

**浮田農政管理係長** 農用地利用配分計画に係る許可申請の取りやめについて、御報告いたします。

資料3を御覧ください。

令和4年11月10日開催の定例総会において、同年12月28日に県が公告する農用地利用配分計画に関する意見伺いが本市農業委員会に提出され、「異議なし」との回答をしておりますが、同計画のうち、下記の農事組合法人が借り受ける予定だった農地52筆について、同配分計画から除いて許可申請を取り止める旨、去る1月20日に高松市長を通じて香川県農地機構から通知がありました。

これは、当初賃貸借で貸し借りをを行う計画であったものを使用貸借に変更するために取り下げるもので、今回取り下げた農地については、来月の定例総会におきまして、議案「農地集積計画の決定について」として改めて使用貸借による案件として上程され、協議をお願いする予定としております。

農用地利用配分計画に係る許可申請の取りやめについての報告は以上です。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、次に、報告事項 イ農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**藤澤農地係長** 報告案件イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

期間は、令和5年1月6日から令和5年2月6日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、1月議決分といたしまして4条が18件、5条が24件、合計で4条が18件、5条が27件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、1月議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、合計で4条が0件、5条が13件です。

取下げについては、ありませんでした。

次に、許可保留等の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係では許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和4年1月議決分の所有権25番、30番が開発許可未了により、許可保留になっております。

次に11月議決分に所有権10番、11番が表の右端の欄に記載のあるとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

次に、12月議決分の所有権5番、10番が開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

次に、令和5年1月議決分の所有権5-1・5-2番、7番、9番が表の右端の欄に記載のあるとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく1月議決分で、所有権21-1・21-2番が開発許可、道路工事承認未了により、賃借権1番が、開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第11回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時12分 閉会